

東大阪市立学校体育施設等開放事業 利用の手引き

東大阪市教育委員会

利用団体の皆様へ

学校は、児童・生徒の教育の場であり、生活の場です。

利用にあたっては、学校教育上支障が生じない使い方を心がけ、
この手引きに書かれたルールを厳守して使用してください。

東大阪市では、学校教育上支障のない範囲で、市立学校の体育施設等を地域の子どもや住民の方々に開放し、スポーツ・レクリエーション活動の促進及び青少年の健全育成の場として提供しています。

現在、開放校によっては25団体以上の登録があるところもあり、多くの利用団体が、体力づくりや健康づくり、住民相互の連帯を深める拠点として学校施設を利用し、またその需要が高まっています。

そのような中、多くの利用団体の皆様のご理解やご協力により、利用のルールやマナーを守って適正に利用していただいているところではありますが、一方で、学校施設の管理や利用方法においていくつかの問題が指摘されています。平成30年10月からの市立小中学校への機械警備導入により、よりいっそう皆様のご協力による、学校施設の自主管理や利用マナーの向上を図ることが必要となってきます。また、これまでの慣例的な利用方法を変更していただかなくてはならない事項も発生します。

学校は、「児童・生徒の教育の場であり、生活の場」です。「自分たちが使いたいときに自由に使える施設」ではありません。このことを十分ご理解いただき、それぞれの利用者がルールを守って気持ちよく学校施設を利用できるよう、利用者の皆様にはこの手引きに従って利用していただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 開放時間

開放日時は、学校教育（部活動を含む）に支障のない範囲で、原則として下記のとおりとします。（下記の日時全てで開放されるわけではありません。）

利用時間には、準備・後片付けを含みます。

（例）利用終了時刻が午後9時の場合、後片付け・清掃を済ませて午後9時までに退校する。

開 放 日		開 放 時 間
月 曜 日 ～ 金 曜 日		午後6時 ～ 午後9時
土 曜 日	子ども自由開放日 (小学校のみ)	午前9時 ～ 正 午
	一 般 開 放	午後2時 ～ 午後9時
日 曜 日 祝 日 学校休業日		午前9時 ～ 午後9時

※上記の日時であっても、学校教育活動が優先となりますので、急遽利用できなくなる場合があります。



注 意

開始時刻、終了時刻は必ず守ってください。

特に、早朝や夜間については、近隣の方への騒音・照明等によるご迷惑となりますので、利用時間を厳守いただきますようお願いいたします。

2. 団体登録

- 利用を希望する団体は、次の要件を満たすことが必要です。

（登録要件）①当該校区内に居住する人で構成された10名以上のグループまたは団体であること。

②成人の明確な責任者がいること。

※なお、利用者には、予期しない事故等に備え、スポーツ傷害保険等に加入することが義務付けられています。

- 登録団体であっても、以下の場合は利用を制限する場合があります。

①公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるとき。

②営利を目的とし利用するとき。 ※

③学校教育上支障があると認められるとき。

④建物、設備、器具等を損傷する恐れがあると認められるとき。

※「営利を目的としない活動」の基準の考え方

- 学校体育施設等開放事業の目的を達成するにふさわしい活動であること。
- 月謝等を徴収して行う教室等については、月謝金額が、団体の活動に必要な経費の相当額であること。

(必要に応じて、収支計画や収支報告の確認を行うことがあります。)

3. 利用の申込み及び利用日・利用時間の決定

- 事前に運営委員会へ使用許可申請が必要です。使用許可が下りた利用日・利用時間にご使用ください。



注意

使用許可申請のない利用はできません。

「今日利用したい」「今から利用したい」というような利用はできませんので、必ず事前に運営委員会へ申請を行ってください。

4. 学校施設の使用方法

学校施設の鍵の開閉について

- 市立学校施設は、機械警備により管理されています。利用当日の鍵の開閉は、利用団体にてお願いします。
- 鍵の開閉は、運営委員会へ提出いただいた「鍵の開閉担当者報告書」に記載した『鍵の開閉担当者』（各利用団体から最大5名まで、成人の方に限る）の方が責任を持って行ってください。
- 『鍵の開閉担当者』の方は、鍵の開閉にかかる暗証番号の管理を十分に行ってください。
- 鍵の開閉方法は、学校ごとに異なりますので、鍵の開閉担当者の方は、各運営委員会に確認しておいてください。
- 鍵の取り扱いには十分注意してください。
 - 利用後は、必ず鍵を施錠してください。
 - 鍵を持ち出したり、鍵の複製は絶対にしないでください。
 - 鍵を返却し忘れた場合は、気づいた時点で直ちに元の場所へ返却してください。
また、前の利用団体が鍵を返し忘れている場合は、利用予定表を確認し、利用団体の代表者へ直接連絡をお願いします。
 - 鍵を施錠し忘れた場合は、気づいた時点で直ちに運営委員会に連絡し、利用団体もしくは運営委員会のどなたかが施錠しに行ってください。
 - 万一鍵を紛失された場合は、早急に運営委員会へ連絡してください。またその際、鍵の複製を行い、それにかかる費用をご負担いただくこととなります。(場合によっては、鍵穴自体を取り替えることとなりますので、ご承知おきください。)

利用後の施設点検について

- 利用後は、『開放日誌・施設使用チェック』シートを用いて、複数人体制で施設点検を行ってください。

特に、門・扉・窓の鍵等の閉め忘れは、防犯上重大な事態につながりかねませんので、必ず複数人体制でのチェックをお願いします。

『開放日誌・施設使用チェック』シートについて

- 利用後、『開放日誌・施設使用チェック』シートに必要事項を記入し、所定の場所へ提出してお帰りください。（提出場所は学校ごとに異なりますので、運営委員会へご確認ください。）

利用中のけがや破損事故等について

- けがや事故が発生した場合は、利用団体の自己責任で対応してください。（教育委員会では、利用団体の皆様の傷害保険には加入していません。）
なお、重傷・重体者が発生するような重大事故発生時や、警察・救急車の要請が必要となるような緊急事態発生時は、所定の緊急連絡網表に従い各関係者へ連絡をお願いします。
- 万が一の事故に備え、AEDの設置場所を確認しておいてください。
- 施設や設備を破損した場合は、早急に原状復帰を行ってください。また、できるだけ早く、必ず学校及び運営委員会へ連絡してください。（夜間や休日の場合は、破損箇所の応急処置をして、翌日必ず連絡をしてください。）
なお、原状復帰にかかる修理代金や購入代金については、施設または設備の不備によるものを除き、利用者の負担となります。

5. 緊急事態発生時の連絡先

- 事故、火災・・・救急車（消防署）、教育委員会、運営委員会、学校
- 施設又は設備の破損等・・・教育委員会、運営委員会、学校

注意

夜間・休日の学校への連絡は、翌日以降学校と連絡がつながる時間帯に行ってください。

※夜間・休日は、学校への連絡はつながりません。

（ただし、重傷・重体者が発生するような重大事故発生時や、警察・救急車の要請が必要となるような緊急事態発生時は、所定の緊急連絡網表に従い、運営委員会から学校関係者へ連絡を行っていただきます。）

6. 学校施設が利用できないとき

- 非常変災時（台風・地震等）により学校が臨時休業となっているとき（土日祝日、夏休み等の長期休業期間を含む。）
- 学校に避難所が開設されているとき
- 学校施設を公用に使用する必要が生じたとき
- 雨天等によりグラウンドの状態が悪いとき（雨が降っていなくても）
※翌日の学校教育に支障が出ます。児童・生徒が学校生活で使えなくなりますので、
無理な利用は絶対におやめください。
- その他、学校行事等が急遽行われるとき

利用上のルール

■利用日・利用時間・利用施設の厳守

- 許可された利用日、利用時間以外に勝手に利用することはやめてください。
なお、利用時間には、準備、後片付けを含みます。必ず、開始時刻、終了時刻を厳守してください。
※「今日利用したい」「今から利用したい」等のような利用はできません。必ず事前に使用許可申請が必要です。なお、使用許可申請の方法や申請期限は学校により異なりますので、予め運営委員会へご確認をお願いします。
- 許可された利用施設以外を勝手に利用することはおやめください。
※学校施設は機械警備が設置されており、所定の場所以外に立ち入ると、機械センサーが異常を察知し警備会社へ伝送され、警備会社が駆けつける事態となることがありますので、絶対にやめてください。

■喫煙の禁止・騒音防止について

- 学校敷地内は、全面禁煙となっています。徹底をお願いします。
また、校門付近等学校敷地外であっても、学校周辺での喫煙については、近隣住民の方々のご迷惑とならないよう、適切な対応をお願いします。
- 騒音等で、近隣住民の方々にご迷惑とならないような利用をお願いします。（かけ声や指導時の声も騒音になりうることにご注意ください。特に、早朝や夜間は音が響きますので、十分注意してください。）
- 利用中に近隣住民の方々等から苦情があった場合は、利用団体の責任者が誠意を持って対応してください。

■車両での来校・校内駐車について

- 学校敷地内への車の乗入れ、駐車は禁止です。
また、学校周辺への路上駐停車（送迎等を含む）についても、近隣住民の方々のご迷惑となりますので、やめてください。やむを得ず車で来校される場合は、近隣の有料駐車場を利用してください。

■ごみの持ち帰りの徹底

- ・ごみは各自で必ず持ち帰りください。校内に備え付けられているごみ入れ等には入れないでください。
※お菓子や食べ物の包み紙やジュースの空き缶・ペットボトル等が残されていることがありますので、利用後の点検をしっかりと行ってください。

■学校内への私物（活動用の備品や用具等）の保管について

本来学校施設は、学校教育のためのものであり、利用団体の私物を学校内に保管することは、学校教育の目的外使用にあたるため、私物の保管はできません。

■利用後の後片付け・清掃について

お互いに気持ちよく利用するために、利用後は『開放日誌・施設使用チェック』シートを用いて、複数人体制でチェックを行ってください。

- ・利用後は、トイレ等を含め使用した場所はきれいに清掃し後片付けをお願いします。
- ・グラウンドを使用した後は、轍や白線等が残らないよう、整備をお願いします。
- ・退出時は、電気の消灯、水道、戸締り（鍵の施錠も含む）、施設・設備の破損の有無の確認を徹底してください。
※特に、門・扉・窓の鍵等の閉め忘れは、防犯上重大な事態につながりますので、必ず複数人体制でチェックをお願いします。

■その他

その他、運営委員会や学校から指示された事項は必ずお守りください。

『利用の手引き』内のルールを守れない団体は、利用停止または登録を抹消することがあります。
また、全施設の利用停止となる場合もありますので、ルール・マナーを守ってご利用ください。